

意見書

平成17年9月6日

下関市長 江島 潔 殿

下関市入札監視委員会

委員長 中谷 正行

委員 山元 太志

委員 太田 周二郎

委員 岡 孝

下関市浄化槽汚泥等処理施設建設工事に係る条件付き一般競争入札（平成17年7月1日付け下関市告示第467号）における平成17年7月21日付け三機工業株式会社中国支店からの再苦情申立について、本委員会は、下関市入札監視委員会設置要綱第2条第3号の規定に基づき入札参加資格の無資格理由の是非を再苦情申立書にそって審議したので、下記のとおり審議の結果を報告する。

記

1 委員会の結論

下関市浄化槽汚泥等処理施設建設工事に係る条件付き一般競争入札参加資格につき、下関市長が平成17年7月14日付けで行った三機工業株式会社に対する入札参加資格は認められない旨の判断は正当であり、同年7月21日付け三機工業株式会社から申し立てられた再苦情は、いずれも理由がなく、本委員会は再苦情申し立てを棄却すべきであると判断する。

2 再苦情申し立ての内容

(1) 再苦情申し立ての趣旨

本件再苦情申し立ての趣旨は、下関市浄化槽汚泥等処理施設建設工事に係る条件付き一般競争入札（平成17年7月1日付け下関市告示第467号。以下「本件入札」という。）の条件の設定は適正でなく、それに基づいてなされた申立人の入札参加資格がないとの認定は不当であり、適正な条件が再告示されるまで執行の停止を求めるものである。

(2) 再苦情申し立ての理由

申立人が再苦情申立書で主張している主たる理由は、本件入札における入札条件は入札参加を不当に制限し、公正な競争を妨げ、工事価格の上昇を招き、その結果、市民の信託財産である公金の過大な支出を招来することになる。したがって、入札の執行停止まで求めるものである、ということに要約できる。

3 再苦情申し立てに対する実施機関の説明

実施機関が入札監視委員会あてに提出した「再苦情申立に対する説明について」（平成17年7月22日付け下契第364号。以下「説明書」という。）において、申立人に本件入札の参加資格がないと判断したのは、申立人が本件入札について告示した入札条件を満たしていないということに要約できる。

4 委員会の判断

(1) 委員会の権限と執行停止の申し立てについて

本委員会の再苦情申し立てに関する権限は、下関市入札監視委員会設置

要綱第2条第3項で、一般競争入札参加の無資格理由、指名競争入札に係る非指名理由及び随意契約に係る非選定理由に対する再苦情について審議し、その結果を報告すると定められているように、入札条件に基づき入札参加資格がないと認定された者について、再苦情を受け付け、認定理由の当・不当に関する意見を市長に答申し、公表することによって、入札手続の透明性の確保と入札手続の再検討を促す機会の確保のために定められた権限であると解することができる。したがって、申立人が主張する執行停止の権限までも本委員会が有していると解することができる規定は下関市入札監視委員会設置要綱及び下関市入札監視委員会運営要領に見出すことはできない。

(2) 申立の根拠について

次に、実施機関の入札参加資格認定を不服とする申立人の申立の根拠について検討する。

一般競争入札について、実施機関は、法令に基づき契約の目的に応じて、予定価格、入札参加資格の設定を含め、公益的な見地から工事実施に関する諸事項を総合的に判断し、決定することができることはいうまでもない（地方自治法第234条第3項、同第6項、同施行令第167条の6）。つまり、原則としてそれらは実施機関の裁量事項に属するということである。もちろん、その決定が著しく公益を害し、不当であることが明らかであるなどの事情が認められる場合は、実施機関の裁量権の濫用の問題が生じることもいうまでもない。このような観点から申立人の申立の根拠を個別的に検討することにする。

理由1について

平成17年7月1日付け下関市告示第467号（以下「本件告示」という。）2（6）イで示す資源化処理方式（助燃剤）による汚泥再生処理センター施設の施工、引渡し実績を有する者はおらず、したがって施工の技術能力の判定はできないことから、この条件設定は不当であるというのが理由1の要旨である。

本件告示で示された入札条件について、申立人あての7月8日付けの下関市の補足回答によれば、下関市は助燃剤方式による汚泥再生処理センター施設による引渡し実績のみを求めているのではなく、他のメタン発酵方式、堆肥化方式、リン回収方式のいずれの方式であっても汚泥再生処理センター施設による引渡し実績があればよいとしているものである。したがって、理由1は理由がない。

理由2について

本件入札で契約を予定している汚泥再生処理センターの規模であれば10社以上が参加可能な条件で実施すべきであるというのが理由2の要旨である。

申立人の主張は、入札条件の設定の政策的な判断、適否を問題とするものである。上述したように、入札条件等の設定は、実施機関が公益的な見地から、総合的に判断し、決定すべき事項、つまり、裁量事項であり、その決定が著しく公益を害し、不当であることが明らかであるなどの事情がある場合を除いて、申立人が入札条件の設定について異議を挟む権利を有するものではない。また、入札条件の設定は、申立人が参加資格を認められなかったことの適否とは無関係である。したがって、理由2は理由がない。

理由3について

配置技術者に汚泥再生処理センターの工事の従事経験を求めているが、汚泥再生処理センターの用語が使われたのは8年前からであり、この従事経験を求めることは多くの熟練技術者の雇用を制限するというのが理由3の要旨である。

国土交通省の工事予定技術者の配置についての指針を待つまでもなく、建設工事の適正な施工と責任を確保するためには、配置予定技術者について、当該受注建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係が必要であることはいうまでもない。実施機関である下関市においても下関市ホームページの工事発注掲示板で、入札申し込みがあった日から以前3ヶ月以上の雇用関係があることを要求しているのは、その趣旨からであることは入札参加資格

確認通知書に対する質問について（平成17年7月19日付け下契第335号）で、下関市が回答していることから明らかであり、雇用の制限にあたるとはいえない。したがって、理由3は理由がない。

理由4について

本件入札の入札条件では、参加できる地元企業は少なくなることから、土木工事会社が参加できる道を開くべきであるというのが理由4の要旨である。

この主張は、入札条件についての申立人の独自の政策的な主張であり、参加資格が認められなかったことが不適切、不当であるという理由とは無関係である。したがって、理由4は理由がない。

理由5について

下水終末処理場における汚泥脱水設備工事を入札条件に加えれば10社以上が入札に参加することが可能になるというのが理由5の要旨である。

この主張は、理由4と同様、入札条件についての申立人の独自の政策的な主張であり、参加資格が認められなかったことが不適切、不当であるという理由とは無関係である。したがって、理由5は理由がない。

以上のように、申立人から提出された再苦情申立書、実施機関である市から提出された説明書等を精査した結果、再苦情申立書にあげられた理由は、いずれも理由がなく、また、入札資格の設定から無資格認定に至るまでの権限は適切に行使されていると認められることから、上記のとおり判断する。

5 最後に

行政手続きを適正に進めるうえで、相手方への応答、教示、説明を十分に行い、誤解等を生じさせないように努める必要があることはいうまでもない。提出された書類を見る限り応答、教示、説明に関し、十分な配慮と努力が行われていることは認められるが、今後は、本件のように見積書の提出が入札参加資格の認定を期待させるようなことがないように、今まで以上に相手方への応答、教示、説明を慎重に行って欲しい旨の付帯意見があったことを付記しておく。